

〈4〉 大学・研究機関向け機微技術管理ガイダンス 改訂とアドバイザー派遣事業について

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 大学班
田守 光洋、田中 基成、久芳 弘義

近年、テロの多発、北朝鮮による累次のミサイル実験や核実験の実施、アジア地域の軍事支出の増大など安全保障環境は大きく変化している。また、民生技術が技術革新をリードし、軍用にも民生用にも利用可能なデュアルユース技術の軍事転用の動きが進むなか、テロ組織や懸念国による技術獲得活動の巧妙化が報告されており、輸出管理を通じて我が国及び国際的な平和の維持に貢献することの重要性が増している。

更に大学や研究機関（以下「大学等」という。）においては、国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化が加速しており、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）上の規制を受ける技術提供の機会が増加するなか、同法で義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術をより一層適切に管理していく必要がある。

しかしながら、昨年11月に経済産業省が行ったアンケートでは、国立大学及び医歯薬理工系学部を持つ公立・私立大学のうち、輸出管理内部規程（以下「内部規程」という。）を整備しているのは4割に満たないことが判った。

これまで経済産業省は、文部科学省等と協力し、大学等に対し、説明会¹や注意喚起を実施してきた。また、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を平成20年に策定、平成22年に改定版を公表し、大学等における機微技術の管理を推進してきたところである。さらに、平成28年6月に安全保障貿易管理課内に大学班を設置し、経済産業省として大学等向けの取組を組織的に強化している。

今般、本年の外為法一部改正や先進的な大学の取組例も踏まえ、個別ケースの確認手続や組織体制の整備・運用など、どのような取組が必須となり／推奨されるかを整理し、内部規程や各種帳票の例を示すなど、各大学等で必要な手続が確実に実施されるようガイダンスを改訂し、第三版として公表した²。

また、大学等が体制整備や運用を行うに際し、専門家によるアドバイスを求める声が多かったことから、本年度、大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用を支援するための自主管理促進アドバイザー派遣事業を開始した³。

本稿では、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版」の改訂のポイント及び大学等向け自主管理促進アドバイザー派遣事業の概要を紹介する。

1. 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス （以下「ガイダンス」という。）

1. ガイダンスの構成及び留意点

本ガイダンスは、①目的、②安全保障貿易管理制度、③規制対象となる技術の提供等、④技術の提供・貨物の輸出の確認手続、⑤個々のケースの確認手続、⑥組織体制の整備・運用、⑦平成29年外為法一部改正、⑧大学関係者等からの主な質疑の例、⑨規程・帳票の例、⑩問合せ窓口等、で構成されている。

また、法令上の義務及び輸出者等遵守基準（努力義務を含む）により求められる「必須事項」と法令上の義務はないものの、違反の未然防止のために有

¹ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminar00.html>

² <http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171002004/20171002004.html>

³ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hakenjigyoku.pdf>

益と考えられる「推奨事項」に整理して、大学等が取り組むべき措置を示しているのが特徴である。近年の安全保障環境の変化に鑑み、外為法の許可の可否に留まらず組織として取引の可否を検討するために、推奨事項についても各機関が積極的に取り組むことが期待される。

2. ガイダンス改訂のポイント

今回の改訂では、大学等がより使い易いガイダンスとなるよう主に以下の5つの点について改訂を行った。

- (1)内部管理のための具体的な組織体制を例示
- (2)大学等の実務に即した手続の提示
- (3)大学等の負担軽減に資する濃淡管理に必要な情報の提示
- (4)内部規程、帳票の例示
- (5)平成29年外為法一部改正の内容の反映

3. ガイダンス改訂点の概要

改訂点の概要を以下に示す。

(1)内部管理のための具体的な組織体制を例示

外為法第55条の10第4項では、業として貨物の輸出や技術の提供を行う者は、輸出者等遵守基準に従い、適切な貨物の輸出や技術の提供を行うことが義務づけられており、機微技術の非居住者への提供や外国での提供を行う大学等においても、輸出者等遵守基準に従った管理を行うことが求められる。

輸出者等遵守基準では、リスト規制技術・貨物を扱う組織の代表者を輸出管理の責任者にすることが義務づけられており、大学等では学長／理事長を輸出管理最高責任者として組織全体で取り組んでいくことが求められる。更には、輸出や技術提供を行う業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）には、副学長／副理事長等の輸出管理最高責任者に次ぐレベルの者を置いて、輸出管理に関する業務を統括する。

該非判定責任者は、統括責任者の下で、技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教職員等の自己判定による該非判定等の判断について判定や監督の責務を負う。また、日常的な相談や審査書類の窓口とし

て輸出管理担当部署を設置することが推奨される。

産学連携学会「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン⁴」では、①大規模総合大学には、各学部等にも相談窓口を設けて、各学部等の担当部署から輸出管理担当部署に相談する体制、②中小規模大学には、輸出管理担当部署のみに相談窓口を設け、輸出管理担当部署で一元的に処理する体制が、大学における輸出管理体制の例として紹介されている。本ガイダンスにおいては、既に管理体制を構築している大学等の実践例も参考に輸出管理体制を例示した（図1）。これらの例を参考に各大学等において自らの状況に即した組織体制が整備されることが重要である。

(2)大学等の実務に即した手続の提示

大学等において実際に遭遇する場面に合わせ、機微技術の管理が求められる①留学生・研究生・教職員への技術提供等に係る管理（許可が必要となる場面、入口・中間・出口の各段階における管理）、②外国出張・一時帰国、③共同研究の実施、④外国からの研究者の訪問、⑤非公開の講演会、⑥機器の使用、においてどのような手続をとる必要があるかを必須となる／推奨される手続に整理して具体的に示した。

外為法では、来日後6か月未満の留学生等（非居住者）に規制技術を提供する場合、6か月以上（居住者）であっても外国で提供することがあらかじめ分かっている場合、及び技術資料の外国への持ち出しや技能訓練等により外国で規制技術を提供する場合には許可を取得する必要がある。また、居住者となった外国人が、許可が必要な技術提供を行う場合には、その外国人が許可を得る必要がある。

大学等において、外為法違反のリスクを包括的かつ未然に防止するためには、留学生等の受入時や採用時（入口）、在学や在職中（中間）、卒業や退職時（出口）の各段階において、受入れの事前確認や外為法に従うことの誓約書の入手、研究内容の高度化といった状況変更時の確認、帰国時の誓約内容の確認を通じて管理を行うことが推奨される。なお、入口における管理については、在留資格等の審査の際に入国管理当局等から大学等に対し、安全保障貿易

⁴ http://j-sip.org/info/pdf/anzenhosho2-1_2.pdf

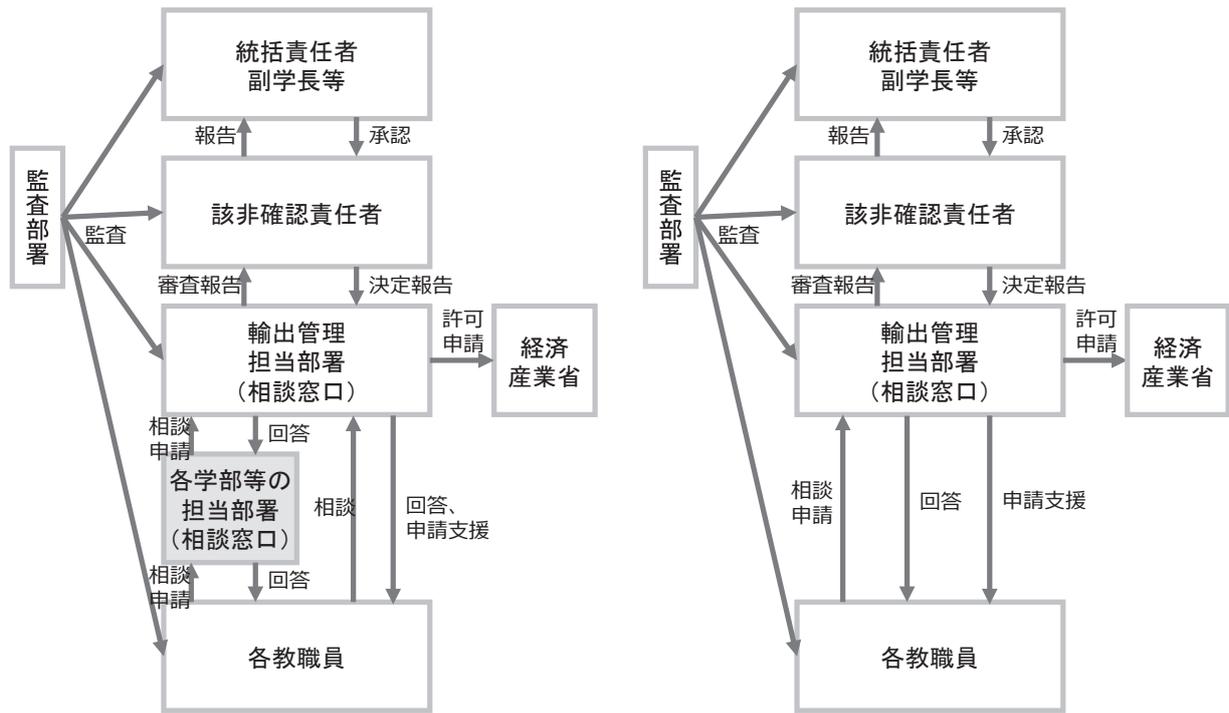


図1：大学における輸出管理体制の例

管理の観点での受入審査の実施の有無等について説明を求められる場合があることに留意する必要がある。

外国出張や一時帰国時に外国において規制技術を提供する場合や規制対象となる試供品や研究資材を持っていく場合にも許可を取得する必要があるため、出張前手続の一部にリスト規制やキャッチオール規制に該当するか、例外規定の適用が可能であるか等について確認することが求められる。

外国の大学等と共同研究を行う際には、事前に研究内容に規制技術はないか、外国ユーザーリストに掲載されていないか、兵器の開発等に利用されるおそれがないかを確認し、兵器の開発等に用いられるおそれのある技術の第三者への無許可提供の禁止や許可に必要な技術提供における法令の遵守等を取り決め法令違反とならないようにするための措置を講じる必要がある。

外国からの研究者の訪問や非公開の講演会の開催前には、事前確認や取引審査を通じて、技術提供がリスト規制やキャッチオール規制に該当する場合の許可の取得や必要に応じた提供内容の再検討を行うことが必要／推奨される。

日本国内に設置されたスパコンに海外からアクセスさせる場合や国内の非居住者に利用させる場合も、利用させるプログラムや操作マニュアルがリス

ト規制技術に該当する場合又はキャッチオール規制に該当する場合には許可申請が必要であり、事前審査や取引審査により確認する必要がある。

規制技術の多くが、設計・製造・使用に「必要な技術」を対象としているが、一般的に、大学の研究室で留学生等が行う研究で必要となる機器等の操作方法を教える程度であれば、原子力専用品の使用技術等広く規制されているものを除き、設計・製造・使用に「必要な技術」には当たらないと考えられる。

(3)大学等の負担軽減に資する濃淡管理に必要な情報の提示

大学等では、技術移転は日常的に行われており、全ての取引について厳密な管理を行うことは現実的ではない。また、安全保障貿易管理の手続は教職員等による自己判定から始まるものであり、教職員等の負担をなるべく少なくする工夫が求められる。このため、外為法の対象となり得る技術移転や貨物の輸出を見極めるために機微度の観点から濃淡をつけ、実効性のある管理を行うための措置を提示した。

まず、事前確認シートによる事前確認により、該非判定を含む取引審査の必要性を先に確認することを推奨している。(図2)

事前確認において、教職員は懸念情報の有無及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動）

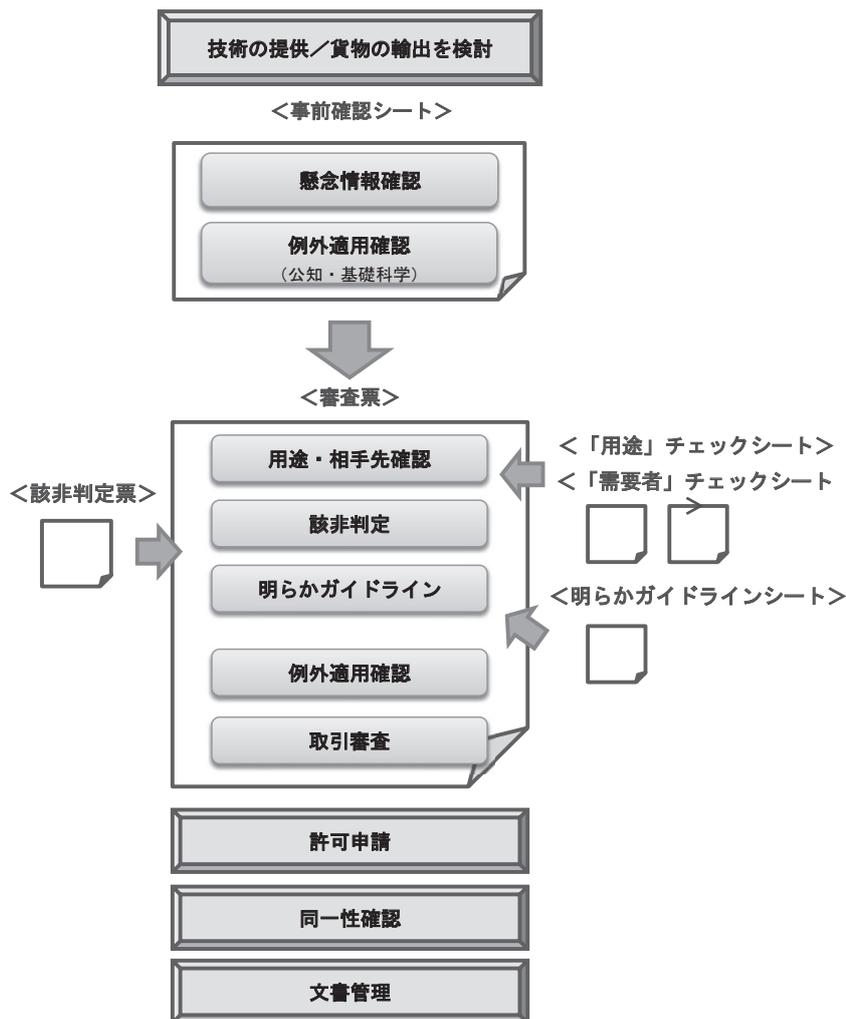


図2：大学・研究機関における管理手続の流れ

の適用の可否の確認を行い、懸念のない取引についてはそのまま事前確認シートを提出し、管理対象から外すことが考えられる。この際重要なのは、教職員の判断のみで確認を終わらせるのではなく、管理責任者によるダブルチェックを行い、組織として責任を持って判断することである。事前確認により、取引審査が必要となるもの及び管理責任者に指示されたものについては、審査票を起票し、慎重な審査を行うこととなる。

次に、留学生や研究者等の入学・受入審査において活用できる「慎重な審査が必要となる研究分野」を例示した。事前確認の際に、この分野に該当せず、懸念情報もない場合には慎重に審査を行う対象から外すことを可能としている。各大学等における研究内容に応じて、注意して見るべき分野の追加・削除や分類方法を工夫して利用されることを期待している。また、受入予定者が学部や講義のみの課程

や人文・社会科学系の課程で受け入れる場合についても、簡素な審査とすることを可能としている。

(4)内部規程、帳票の例示

今回のガイダンスにおいて、包括的な組織体制や事前確認を含む審査手続について提示を行ったところであるが、実際に大学においてどのような内部規程を設けるべきであるか、先進的な大学の例も参考に、中小規模大学、大規模総合大学の別に内部規程の例を提示した。(図3)

また、事前確認シート及び審査票については、(2)で述べた様々な実務に対応できるよう「技術の提供・貨物の輸出」と「外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入」の別にそれぞれ例示した。(図4)

更に、取得することが推奨される誓約書についても例示している。これらの内部規程や帳票を参考に

※大規模総合大学の例

〇〇大学／研究機関 安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 本規程は、〇〇大学／研究機関において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「法」という。)及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2)技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3)貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること(自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。)又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4)取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5)リスト規制技術 外国為替令(昭和55年政令第260号)(以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6)リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7)キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8)該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9)取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び相手者(相手先)を確認し、本規程に基づき取引を行うかを判断することをいう。

図3：安全保障輸出管理規程の例

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

申請年月日: 年 月 日
 申請者: 氏名 所属・職名
 連絡先: Tel Email

※技術の提供・貨物の輸出を検討する際には、必ず事前に本書の作成・提出が必要になります。
 ※本シートは、技術の提供・貨物の輸出の〇日前までに【各大学の事務局に送付】、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に送付】に提出してください。

取引区分	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 委託研究 <input type="checkbox"/> 研究交流機関 <input type="checkbox"/> 学術交流協定 <input type="checkbox"/> 技術保持契約 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 法協等の出席・参加・主催 <input type="checkbox"/> 外国出張 <input type="checkbox"/> その他 ()
取引類型	<input type="checkbox"/> 技術の提供 ※技術の提供が主体の場合はチェック <input type="checkbox"/> 指導・発表 <input type="checkbox"/> 意見交換 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メールの送付 <input type="checkbox"/> インターネット経由のファイル交換 <input type="checkbox"/> 共同セミナー・ワークショップの開催 <input type="checkbox"/> 講演の送付 <input type="checkbox"/> 書籍等の送付 <input type="checkbox"/> マニュアル・図説・データ等の提供 <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 ※貨物の輸出が主体の場合はチェック <input type="checkbox"/> 試料・サンプルの送付 <input type="checkbox"/> 試薬等の送付 <input type="checkbox"/> 自作品 <input type="checkbox"/> 送品 <input type="checkbox"/> 購入品 <input type="checkbox"/> その他 ()

取引先	名称(実字): 所在地:
依頼者・利用者	名称(実字): 所在地:
仕向地(国名)	
取引経路	---
取引予定	年 月 日 ~ 年 月 日

図4：技術の提供・貨物の輸出の事前確認シートの例

各大学等において工夫して利用されることを期待するものである。

(5)平成29年外為法一部改正の内容の反映

本年の外為法一部改正では、制度の実効性を更に向上させるべく、違法な技術の提供や貨物の輸出への罰則の強化等の措置を講じており、この度、各大学等において、機微技術の管理が徹底されるよう、ガイダンスに改正内容を反映させている。

なお、具体的な改正内容として、本年の外為法一部改正では、①輸出入・技術取引規制における罰則の強化、②輸出入規制における行政制裁等の強化、③対内直接投資規制の強化、を行った(平成29年10

月1日施行)。

このうち、輸出入・技術取引規制における罰則の強化については、

- イ) 機微技術等の違法流出の抑止力を高めるべく、大量破壊兵器関連の貨物又は技術についての無許可の輸出又は取引や、制裁による輸出入規制の違反など、違反行為に対する罰金刑を上げた(現行：最大1,000万円→改正案：最大3,000万円)。(図5)
- ロ) 併せて、これらの違反行為を行った法人に対する重科制度を創設した(最大10億円)。
- ハ) 輸出許可・技術取引許可に付された条件に違反した場合における過料を罰金化した。

		輸出入・技術取引規制の違反		
		大量破壊兵器関連	通常兵器関連	その他
現行制度	個人	1,000万円 or 輸出価格の5倍	700万円 or 輸出価格の5倍	500万円 or 輸出価格の5倍
	法人	10億円 or 輸出価格の5倍	7億円 or 輸出価格の5倍	5億円 or 輸出価格の5倍
改正後	個人	3,000万円 or 輸出価格の5倍	2,000万円 or 輸出価格の5倍	1,000万円 or 輸出価格の5倍
	法人	10億円 or 輸出価格の5倍	7億円 or 輸出価格の5倍	5億円 or 輸出価格の5倍

図5：輸出入・技術取引規制違反の罰金額の引上げ

II. 大学等向け自主管理促進アドバイザー派遣事業の概要

安全保障貿易管理の重要性が高まる一方で、大学等における取組は一部の先進的な大学を除いて進んでいないのが実態である。上述したように、内部規程を策定済みと回答した大学は4割に満たない。また、内部規程を策定したものの、運用できていないとの声も聞いているところである。

このため、輸出管理体制未構築の大学等において体制構築がなされること及び体制が構築されている大学等においてもより一層厳正な管理が行われることを目的として、大学等で実際に輸出管理に携わり経験が豊富な安全保障貿易自主管理促進アドバイザーを派遣し、体制構築・運用強化を支援する事業を本年6月より開始した。

大学等において、輸出管理体制を構築し、適正に運用するためには、学内における合意を形成し、内

部管理体制や内部規程を整備するためのチームを構築して作成し、学内に周知し、実際に事前確認シートや審査票を通じて個々の取引を管理し、組織として判断した上で取引を行うといった段階を踏んで取り組んで行くこととなる。

このような各段階の作業や運用を効率良く行うため、アドバイザーは大学等の幹部や教職員への説明、規程等の資料作成支援、運用上の課題への助言といった様々な進捗状況に応じた対応を行っている(図6)。何から初めて良いか分からないといった相談から、内部規程は作ったがこれで良いか確認して欲しいという依頼、また、当省から大学幹部に説明して欲しいとの依頼も含めて柔軟に対応している。

アドバイザー派遣に係る費用は一切発生せず、無料で活用できるため、大学等におかれては気軽に、また積極的に活用して頂きたい。なお、本事業の詳細及び問い合わせ先については、経済産業省HP(脚注3参照)を参照頂きたい。

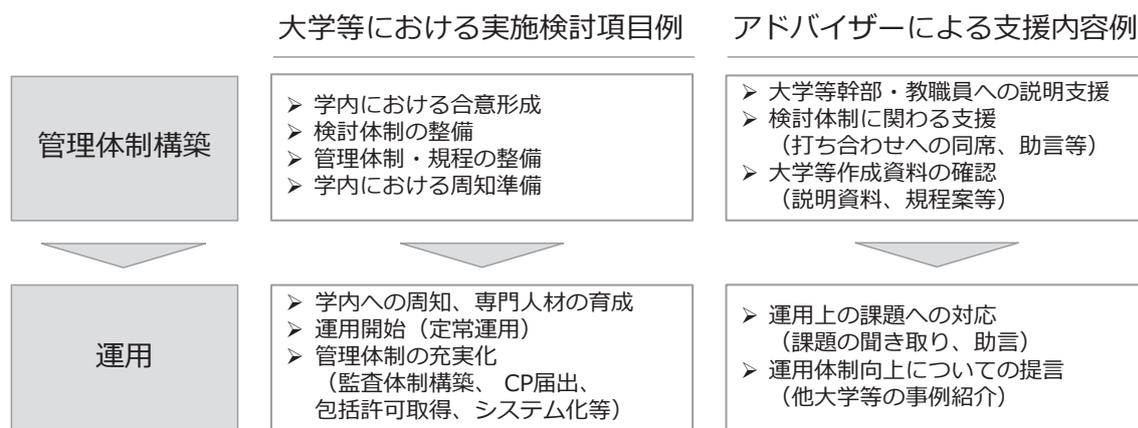


図6：アドバイザー派遣事業(管理体制構築・運用とアドバイザーの役割)

おわりに

昨今の安全保障環境の変化を踏まえ、外為法の規制を受ける技術提供及び貨物輸出を行う大学等は、安全保障貿易管理体制のないところは早急に体制を構築し、体制のある組織においてもより厳正に管理を行う必要がある。

今般のガイダンスの改訂では、各大学等において必要な手続が確実に実施されるよう構成した。また、アドバイザー派遣事業は、先進的な大学における体制整備や実際の管理の経験を有するアドバイザーから経験の共有や助言を行うことにより、ガイ

ダンスに例示した組織体制の構築や運用をより円滑に行えるようにしている。

各大学等においては、これらを活用し、機微技術の自主管理を着実に実施されるとともに、幹部から一般生徒・教職員まで全ての階層において規制や技術管理の重要性への理解の増進が図られることを期待するものである。

経済産業省では、大学等の安全保障貿易管理が確実に実施されるよう、今後も支援を継続するとともに、不適切な管理や懸念の高い大学に対する指導を徹底・強化していく所存である。